（前のページより続き）

○独立行政法人農畜産業振興機構法第十一条の規定に基づき農林水産大臣が定めて通知する金額の算定方法を定める件の一部を改正する件（同二八三五）　二
○高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件（経済産業二五五）　三
○旭川空港の施設について告示した事項に変更があった件（国土交通一三九二）　三
○平成二十五年国土交通省告示第千三百七号の一部を改正する告示（同一三九三）　三
○下地島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一三九四）　三

〔公　告〕

諸事項
官庁
適格機関投資家、適格特例投資家、司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　四
裁判所
意思表示の公示送達、相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　四
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四
会社その他
公証人任免（法務省）　四

省　令

○総務省令第七十三号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定に基づき、地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

総務大臣　石田　真敏

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令（昭和六十三年自治省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号については平成三十九年度までの間に、第二号、第七号から第九号まで及び第十一号については平成三十一年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については平成三十五年度までの間に、第十二号については平成三十二年度までの間に行われるものとする。	地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号については平成三十九年度までの間に、第二号、第七号から第九号まで及び第十一号については平成三十一年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については平成三十年度までの間に、第十二号については平成三十二年度までの間に行われるものとする。
［一～十二　略］	［一～十二　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○総務省・財務省令第七号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の六第二項第一号の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第八十三号を第八十八号とし、第五十五号から第八十二号までを五号ずつ繰り下げ、第五十四号を第五十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十九　バヌアツ

別表中第五十三号を第五十七号とし、第五十号から第五十二号までを四号ずつ繰り下げ、第四十九号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十三　ナイジェリア

別表中第四十八号を第五十一号とし、第二十四号から第四十七号までを三号ずつ繰り下げ、第二十三号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六　グレナダ